



「使用済鉛蓄電池」にかかる現状の問題点

1 使用済鉛蓄電池は特別管理産廃では？

使用済鉛蓄電池は東京都では収集運搬に普通産廃の廃プラ、金属くず、廃酸との混合物扱いを認めている。他県・市では電解液 PH2.0 以下として特別管理産廃(強酸)の収集運搬、積替え保管許可を要求している。

これには、どのような経緯、事情があるのか？

2.「使用済鉛蓄電池の適正処理」通知

(平成 17.3.30 付環産第 050330009)

標記通知によれば、従来は有価物又は(旧)電池工業会が中心になり自主回収プログラムにより下取り回収が行なわれて来た経緯がある。

環境省は、今後の廃棄物として処理されることが予想される事として、従来の処理方針を変更した技術指針を発表し、生活環境上の保全を図るとした。

3.適正処理のための技術的事項について

①鉛蓄電池は、電解液(希硫酸)、鉛等の有害物質を含んだ製品である。

②使用済になった際に、万が一不適正な取扱いがされた場合に、電解液(PH2.0 以下の強酸)及び鉛化合物等の有害物質が環境に与える影響が懸念される。

③使用済鉛蓄電池が、事業活動に伴い廃棄物として排出された場合は廃棄物処理法の適用を受ける。

④内部の電解液は PH2.0 以下の強酸である特別管理産廃該当し、廃棄物処理法の規定に従った取り扱いの必要性がある。

4.取り扱いの猶予条項の付記の存在

① 使用済鉛蓄電池のうち、自動車用に関しては、リサイクルシステムの再構築を図る事を検討中であり、今後、新回収システムが構築された場合には、必要に応じて関係する部分の修正が有りうると。

5 使用済鉛蓄電池の取り扱いの現状

① 自動車については、関係者の連携の下、下取方式によって無償で引き取られている。

すなわち、事業活動に伴って発生した不用物ではあるが、特例(下取り回収)により廃棄物に準拠した処理が免除される特例適用が行われていると見なすことが出来る。

6.東京都の弾力的な対応と判断の根拠は何か？

① 東京都は、環境省の通知を受けて、東京都独自の考え方の判断を示した。

② 東京都の区域内においては、使用済鉛蓄電池の収集運搬、積替え保管行為は、環境省の通知にかかわらず、普通産廃の廃プラスチック、金属くず、廃酸

の許可があれば、収集運搬、積替保管行為は適正処理として認められる事となった。(都内限定)

③ ただし、東京都の区域を出て他県、又は他市の区域にて収集運搬積替保管行為を行なう場合には、該当する県、市の指導、許可を受ける必要がある。

7 東京都独自の方針を出した背景は何か？

① 東京都は環境省の通知を受けて、別途の判断、方針をしたのは、国内で最大の産廃の発生場所、許可業者の件数も最大であること。都内では現実に標記蓄電池は、有効に下取り回収が行なわれ、かつ大量に発生する整備工場、ガソリンスタンド、オートバックス等のホームセンターでは有価で買取回収と資源化が行なわれていた実績がある。

② 東京都では環境省の通知が出された後に、使用済鉛蓄電池に関するお知らせ(事務連絡)を標記の内容で公表した。

実際の文書は残念ながら見つけれられていない。

③最も支障があるのは、同じ物を運搬して都・県境を越える際に許可内容に一貫性が確保できない事。

8.バーゼル条約と使用済鉛蓄電池の関係

①鉛蓄電池は市場ではそのほとんどが有価で取引されてきた。廃棄物扱いではないために許可の問題もマニフェストも不用。委託契約書は有価売却であり、処理上の問題がほとんど発生しなかった。

② 従来の有価売却が可能だったのは、鉛回収の資源化処理が韓国にて行なわれてきた事情がある。

ところが、2020年にバーゼル条約が日本でも批准された事により、使用済鉛バッテリーの資源回収後の残差物の適正処理に輸出国の日本が責任を持つことが定められた。

③ 日本と同じ基準の最終処分の処理が確認できる申請書、担保となる証明書を出さなければ経済産業省、及び環境省の輸出許可が下りない。現在では申請書が受理されても承認が出ていない。国内での鉛回収の促進に舵を切ったのかどうか不確定です。

その結果、残念ながら従来の有価売却での取引が困難になっているのが現状です。